

共催 東三河県庁（東三河総局）、豊橋市

東三河県庁（東三河総局）2025年度

第2回 労働講座

受講料
無 料

- 日 時 2025年12月5日（金）
13:30～16:30（受付 13:00～）
- 場 所 愛知県東三河総合庁舎 2階大会議室
豊橋市八町通5-4

定員 50名
(申込先着順)

【第1部】13:35～14:20

「実例を参考に～治療も仕事も両立できる職場環境の作り方～」

2026年4月から事業主が必要な措置をとることが努力義務になる仕事と治療の両立支援。病気を抱えながらも、働く意欲や能力のある従業員が、治療の機会を逃さず、職業生活の継続もあきらめることなく、安心して生き生きと働き続けられる環境を整えるために必要なことを実体験も交えて提案します。

講 師：愛知働き方改革推進支援センター
センター長 西方 大作 氏

【第2部】14:30～16:30

「改めて見直すハラスメントの類型とその対応」

職場のハラスメントは、働く人の尊厳や人格を傷つけてしまうなど、人権に関わる許されざる行為です。また、企業にとっても業務に支障を生じたり、人材の損失につながっていったりするなど、社会的評価にも影響を与えかねない問題になっています。すでに各企業では様々な防止策を講じているでしょうが、改めて見直しをしてみる機会にしてください。

講 師：大嶽達哉法律事務所
弁護士 大嶽 達哉 氏

弁護士（愛知県弁護士会）
ブラジル・サンパウロ国外就労者情報援護センター（CIATE）専務理事
として就労支援業務等に従事し、帰国後、名古屋にて開業
現在、在日外国人の支援のほか、企業法務・労務をはじめ民事一般の
幅広い分野で活躍



- 申込方法：受講申込書（ちらし裏面）に必要事項をご記入の上、郵送又はFAXでお申し込みください。
- 申込期限：2025年11月26日（水）（申込先着順）
※期限前でも、定員になり次第締め切らせていただきます。
- 対象者：中小企業の事業主、人事労務担当者、労働組合役員、一般勤労者等

<申込み・問合せ先> 愛知県東三河総局企画調整部産業労働課
〒440-8515 豊橋市八町通5-4
電話：0532-54-2582 FAX：0532-54-7239

2025 年度第2回労働講座【12月5日（金）開催】受講申込書

※申込締切11月26日（水）

FAX 0532-54-7239（東三河総局産業労働課）

ふりがな			電 話	() -
事業所 (団体) 名			FAX	() -
郵便番号	-	所在地		
ふりがな	所属・役職等名		メールアドレス	
氏 名				
ふりがな	所属・役職等名		メールアドレス	
氏 名				

- ※ 個人参加の方は住所、氏名、電話、FAX、メールアドレスのみを記入してください。
- ※ 御記入いただきました個人情報は、セミナー情報の提供等、本局からの各種連絡のために利用させていただきますことがあります。あらかじめ御了承ください。
- ※ 受講票は発行しませんので直接会場までお越しください。定員を超え、参加いただけない場合のみ連絡します。

【会場案内】 愛知県東三河総合庁舎2階大会議室 豊橋市八町通5-4

